

ASNITE  
製品認証機関認定の一般要求事項  
~~(第8版第9版)~~

平成xx年xx月xx日

独立行政法人製品評価技術基盤機構  
認定センター

## 目 次

<u>1 目的</u>	3
<u>2 適用範囲</u>	3
<u>3 引用文書等</u>	3
<u>4 定義</u>	4
<u>5 認定に係る基準</u>	4
<u>6 ASNITE製品認証機関の遵守事項</u>	5
<u>7 認定の申請に必要な手続</u>	7
<u>8 審査</u>	7
<u>9 測定のトレーサビリティ及び試験結果の品質保証</u>	8
<u>10 変更の届出</u>	9
<u>11 事業の承継</u>	9
<u>12 定期検査及び臨時検査</u>	9
<u>13 事業の廃止</u>	10
<u>14 認定の一時停止</u>	10
<u>15 認定の取消し</u>	10
<u>16 認定シンボルの取り扱いに係る要求事項</u>	11
<u>附 則</u>	13
<u>1 目的</u>	5
<u>2 適用範囲</u>	5
<u>3 引用文書等</u>	5
<u>4 定義</u>	6
<u>5 認定に係る基準</u>	6
<u>6 ASNITE製品認証機関の遵守事項</u>	7
<u>7 認定の申請に必要な手續</u>	9
<u>8 審査</u>	9
<u>9 測定のトレーサビリティ及び試験結果の品質保証</u>	10
<u>10 変更の届出</u>	10
<u>11 事業の承継</u>	11
<u>12 定期検査及び臨時検査</u>	11
<u>13 事業の廃止</u>	12
<u>14 認定の一時停止</u>	12
<u>15 認定の取消し</u>	12
<u>16 認定シンボルの取り扱いに係る要求事項</u>	13
<u>附 則</u>	14
<u>附属書</u>	17

## ASNITE製品認証機関認定の一般要求事項

### 1 目的

- 1.1 製品評価技術基盤機構認定制度（以下「ASNITE」という。）は、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）が運営する認定プログラムである。
- 1.2 このASNITE製品認証機関認定の一般要求事項（以下、「一般要求事項」という）は製品認証機関がASNITEの認定を取得、又は維持するために必要な要求事項を定めることを目的とする。

### 2 適用範囲

- 2.1 この一般要求事項は、ASNITE認定を取得しようとする製品認証機関（以下「申請機関」という。）及びASNITE認定を維持する製品認証機関（以下「ASNITE製品認証機関」という。）に適用する。
- 2.2 この文書は、第3項で引用している製品認証機関及び試験所並びに認定機関に係る国際規格に基づき、申請機関又はASNITE製品認証機関が満たさなければならない要件をまとめたものであり、これらの要求事項を超えるものではない。

### 3 引用文書等

#### 3.1 参照文書

この一般要求事項では、次に掲げる規格・文書を引用している。特に版の指定がない場合には最新版の文書を適用する。

- (1) JIS Q 0065:1997 製品認証機関に対する一般要求事項  
(ISO/IEC Guide 65:1996と一致)
- (2) ISO/IEC JIS Q 17065:2012 Conformity assessment—Requirements for bodies certifying products, processes and services適合性評価—製品、プロセス及びサービスの認証を行う機関に対する要求事項  
(JIS Q ISO/IEC 17065:2012と一致)
- (3) ISO/IEC 17067:2013 Conformity assessment—Fundamentals of product certification and guidelines for product certification schemes (JIS Q 17067:2014と一致)
- (4) ISO/IEC JIS Q 17000:2004 Conformity assessment—Vocabulary and general principles適合性評価—用語及び一般原則  
(JIS ISO/IEC Q 17000:2004と一致)
- (5) ISO/IEC JIS Q 17011:2004 Conformity assessment—General requirements for accreditation bodies accrediting conformity assessment bodies適合性評価—適合性評価機関の認定を行う機関に対する一般要求事項 (JIS ISO/IEC Q 17011:2005と一致)
- (6) ISO/IEC JIS Q 17025:2005 General requirements for the competence of testing and calibration laboratories試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項  
(JIS ISO/IEC Q 17025:2005と一致)
- (7) IAF GD5 Issue3:2006 IAF Guidance on the Application of ISO/IEC Guide 65:1996
- (8) IAF/ILAC A5:1107/2013 IAF/ILAC Multi-Lateral Mutual Recognition

	<u>Arrangement (Arrangements) MLA/MRA</u> : Application of ISO/IEC 17011:2004
(9) PCG101-4	JIS Q 0065 製品認証機関に対する一般要求事項の適用に関する指針 (IAF GD5 Issue3:2006と同等)
(107) -IAF MD12GD3:2003	<u>Assessment of Certification Activities for Cross Frontier Accreditation Guidance on Cross Frontier Accreditation</u>
(118) -IAF ML2:2011	General Principles on use of the IAF MLA Mark
(9) 認定-部門-URP15	IAJapan認定機関ロゴ及び認定シンボルの使用に関する規程
(12) IAF ML5:2008	Procedure for IAF Listing of Foreign Critical Locations (FCLs)/Foreign Premises (FPs)
(10) 認定-部門-UIF	認定機関及び適合性評価機関の義務
(11) IAF PR 1	<u>Procedure for the Investigation and Resolution of Complaints</u>

### 3.2 参考文書

ISO/IEC 17007:2009 Conformity Assessment – guidance for drafting normative documents suitable for use for conformity assessment

### 4 定義

- この一般要求事項の中で、特別な使い方をする用語について、以下に定義する。
- 4.1 定期検査：この文書の第5項に掲げる認定に係るすべての要求事項への継続的な適合及び技術能力の維持を確認するため、契約に基づき定期的に実施する検査をいう。定期検査には、一部の要求事項に対する適合性を確認する「部分検査」とすべての要求事項に対する適合性を確認する「全項目検査」がある。
  - 4.2 臨時検査：認定基準の変更を含むASNITE製品認証機関の状態又は運営のあらゆる側面における認定に係る重要な変更或いは苦情等によって、ASNITE製品認証機関の継続的な認定基準への適合性に疑念が生じた場合等に実施する臨時の検査をいう（第11.5項参照）。
  - 4.3 以下、「製品」には、製品、プロセス及びサービスを含む。

### 5 認定に係る基準

- 5.1 機構認定センター（以下、「認定センター」という。）は、申請機関及びASNITE製品認証機関に対し、この一般要求事項で規定する事項、JIS Q 0065又はISO/IEC JIS Q 17065の該当する規定、認証スキーム要求事項及び、適用される場合、分野別技術適用文書及びPCG101を認定基準として適用する。ただし、JIS Q 0065又はJIS Q 17065の適用については次のとおりとする。

- (1) 2013年12月15日までに申請を行う申請機関に対しては、JIS Q 0065を認定基準として適用することとし、2013年12月16日以降の申請機関に対してはJIS Q 17065を適用する。
- (2) JIS Q 0065への適合性の確認を受け認定されたASNITE製品認証機関は、2015年9月15日までにJIS Q 17065のすべての要求事項に適合していることが求められる。認定センターは、当該ASNITE製品認証機関のJIS Q 17065への適合性を定期検査で確認する。

5.2 認定センターは、申請機関又はASNITE製品認証機関であって、かつ、自ら試験部門（試験所）を有する機関に対し、第5.1項に加えてISO/IECJIS-Q 17025の該当する規定、認証スキーム要求事項及び、適用される場合、分野別技術適用文書を補足的認定基準として適用する。該当する機関は、認証業務を行うために有している試験所について、次の(1)～(2)によって、ISO/IECJIS-Q 17025の該当する規定、認証スキーム要求事項及び分野別技術適用文書への適合を証明しなければならない。なお、(2)の規格適合性の確認は、認定センターが審査の一環として行うものとする。

(注) 認定センターでは別途、ISO/IECJIS-Q 17025の適用に関する方針、指針、解釈文書等を公表している。

(1) 認証対象製品の試験に係る、ILAC/MRA又はAPLAC/MRAに署名した認定機関による試験所認定を取得している。

(2) 申請機関及びASNITE製品認証機関が、自らの試験所に対してISO/IECJIS-Q 17025に適合した運営をしているかどうかの監査を実施している。

5.3 申請機関及びASNITE製品認証機関は、認証業務を行うに当たって、外部委託業務を提供する機関（ISO/IECJIS-Q 17025 4.5.1項における下請負契約者、JIS-Q-0065-4.4項における下請負契約先又はISO/IECJIS-Q 17065 6.2.2.3項における外部委託業務を提供する機関に該当）による試験結果を利用する場合には、これらの者又は機関が当該試験業務についてISO/IECJIS-Q 17025の該当する規定及び分野別技術適用文書に適合することを上記5.2(1)(2)のいずれかの方法で証明しなければならない。

5.4 申請機関及びASNITE製品認証機関は、認証業務を行うに当たって、依頼者（JIS-Q-0065-3.1項における供給者又はISO/IECJIS-Q 17065 3.1項における依頼者に該当）又は、外部委託業務を提供する機関（ISO/IECJIS-Q 17025 4.5.1項における下請負契約者、JIS-Q-0065-4.4項における下請負契約先又はISO/IECJIS-Q 17065 6.2.2.3項における外部委託業務を提供する機関に該当）が保有する機器を用いて自らが試験を実施する場合並びに立会いの下、依頼者又は外部委託業務を提供する機関の試験員が実施する試験の結果を利用する場合には、以下の要求事項に適合することを証明しなければならない。

(1) 依頼者又は外部委託業務を提供する機関が当該試験業務についてISO/IECJIS-Q 17025の該当する規定及び又は分野別技術適用文書の要求事項に適合すること。この証明は、上記5.2(1)(2)のいずれかの方法によること。

(2) 依頼者の試験員が実施する試験の結果を利用する場合には、上記(1)に加えて、ISO/IECJIS-Q 17065 6.2.2.2に適合していること。

## 6 ASNITE製品認証機関の遵守事項

6.1 申請機関及びASNITE製品認証機関は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) JIS-Q-0065又はISO/IECJIS-Q 17065の該当する規定、「認定機関及び適合性評価機関の義務（認定-部門-UIF01）」、「認証スキーム、適用される場合、分野別技術適用文書」及び、以下に規定する遵守事項並びに試験部門を有する場合にはISO/IECJIS-Q 17025の該当する規定及び分野別技術適用文書に常に適合すること。

(2) 認定審査の実施及び認定の維持に必要なすべての便宜を提供すること。この便宜には、以下を含む。

(a) 認定センターが行う認定のための審査、定期検査、臨時検査、等苦情の解決のために必要な文書の審査・検査の実施に必要と認定センターが判断するすべての場所への立ち入りの受入れ

(b) 申請機関及び又はASNITE製品認証機関の関連機関からの独立性及び公平性の程度を判断するための文書の閲覧ことができる文書の審査・検査の実施に必要である

- と認定センターが判断するすべての場所への立ち入りの受け入れ、
- (c) 内部監査報告を含む記録の認定センターによる閲覧、
  - (d) 認定センターが行う必要な要員インタビューのための用意、
  - (e) 工場審査等現地審査に同行する場合の工場等の同意を得ること
  - (f) 太平洋認定協力機構（PAC）等の国際機関が審査に同行する場合の受入れ同意
- (3) 試験を外注する場合は、9. に定める測定のトレーサビリティ及び試験結果の品質保証に関する要求事項を満足しない外注先を選択してはならない。
- (4) 認定の対象となっている活動についてだけ認定されていることを表明すること。
- (5) 授与された認定について、認定センターの評価を損なうような方法で認定を引用してはならず、また、認定センターが誤解を招くと判断する、又は、認定範囲を逸脱すると判断する内容の認定に係るいかなる表明を行わないこと。
- (6) 認定が一時停止され、又は取り消された場合には、直ちに認定の引用を含むすべての宣伝及び広告を中止すること。
- (7) 認定が取り消された場合、速やかに認定証を認定センターに返納すること。
- (8) 認定が取り消された場合、速やかに関係する被認証者にその旨及びその影響について連絡し、必要な対処について指示すること。
- (9) 認定シンボルの製品及びその包装への使用を行ってはならず含み、また、認定センターによって供給者の製品の品質が保証されていると誤解されるような方法で認定の事実を利用しないこと。
- (10) 認定証、認定シンボル、認証書又はそれらの一部が誤解を招くような方法で利用されることがないように必要な措置を取ること。
- (11) 認証書への認定シンボル又は認定の引用方法並びにパンフレット、宣伝、広告その他の文書等の媒体における認定の引用方法は、認定センターが定める規定に従うこと。
- (12) 認定の要求事項が変更された場合には、認定センターが合理的であると判断する期間内にその要求事項に適合するために必要な業務手順の変更等の措置を完了し、認定センターに措置の完了を知らせること。
- (13) 認定の維持のための定期検査及び臨時検査を受け入れること。
- (14) 認定申請及び認定の維持のために必要な費用を所定の方法で支払うこと。
- (15) 認定に用いられる規格（例えば、ISO/IECJIS-Q 17025）を用いて認証行為を行わないこと。外部委託業務を提供する機関がISO/IECJIS-Q 17025を含む認定規格に適合しているかの評価を行わなければならない場合があるが、同機関に対して文書を発行する場合、この文書は下請負の目的で発行するものであってISO/IECJIS-Q 17025に基づく認証又はISO/IECJIS-Q 17011に基づく認定ではない旨を明記すること。
- (16) 事業者の地位又は組織、経営者、主要な要員、主な方針、経営資源、主要な施設・設備、認定範囲、その他事業運営の適切性に影響する事項に変更があった場合には、速やかに変更届等を提出すること。
- (17) ASNITE製品認証機関による認証等にかかる決定又は措置に対して苦情又は異議申し立てがあり、認証機関が自身の手順に基づいて、適切な期間内（通常6ヶ月）に対応をとることを怠った場合、又は苦情提供者が認証機関のとった対応に満足することができない場合、苦情提供者は「苦情の調査及び解決の手順（IAF PR1:2015）備考」に従い、IAF事務局に直接、苦情を申請することができることを依頼者に対して明確にしなければならない。

備考）詳細な手順は、IAFホームページ「[http://www.iaf.nu/upFiles/IAFPR12007\\_Complaints\\_Handling\\_Issue\\_2v3\\_Pub.pdf](http://www.iaf.nu/upFiles/IAFPR12007_Complaints_Handling_Issue_2v3_Pub.pdf)」を参照のこと

6.2 申請機関は、認定申請時に申請書類とともに「ASNITE製品認証機関認定の一般要求事項の確認及び誓約について」を提出し、遵守事項に適合することを誓約しなければならない。

6.3 ASNITE製品認証機関は、認定証の交付にあたり、「ASNITE製品認証機関認定の一般要求事項の誓約について」を提出し、要求事項への継続的な適合を誓約しなければならない。

## 7 認定の申請に必要な手続

申請機関は、認定の申請に当たって、次に掲げる手続をしなければならない。

- (1) ASNITE製品認証機関認定申請書及びその添付書類（ASNITE製品認証機関認定の取得と維持のための手引き1.1に掲げる申請に必要な書類。以下「認定申請書等」という。）を作成し、提出すること。認定申請書等には、別に定める認定区分のうち希望する認定範囲の明確な記述を含めること。認定申請書は、権限を有する申請機関の代表者が署名又は捺印すること。
- (2) 申請の過程で、申請機関の都合により申請手続を一時中断する必要が生じた場合は、機構に認定申請を一時中断する旨を記載した書面を提出すること。
- (3) 申請の過程で、申請機関の都合により申請を取下げる必要が生じた場合は、機構に認定申請を取下げる旨を記載した書面を提出すること。
- (4) 申請の過程で、認定申請書等の訂正をする必要が生じた場合は、認定センター機構にASNITE製品認証機関認定申請書訂正願を提出すること。

## 8 審査

8.1 申請機関は、認定の要件に適合していることを確認するための書類審査及び現地審査を受け入れなければならない。

8.2 審査チームは現地審査に先行して書類審査を行う。「PCRP22 ASNITE製品認証機関認定の取得と維持のための手引き」第1.1項に指定された提出書類に示された事項について、認定基準に対する適合性を審査するとともに、記載された事項が明瞭で無い場合には、申請機関に質問を行うので、申請機関はこれに答えなければならない。審査チームは書類審査の結果を書面で申請機関に送付するので、申請機関はその結果に対して必要な書類の改正や回答を用意するなど、現地審査の段階で審査が円滑に進むよう準備すること。

ただし、書類審査で重大な不適合・不備があった場合、又は、不適合の是正が当分は不可能、若しくは著しく困難と判断される場合、認定センターから審査の一時中断や打ち切りが通知されることがある。

8.3 現地審査は以下の手法で実施するので、申請機関は適切に審査が実施されるよう審査チームに協力すること。

現地審査は、製品認証制度における一つ以上の主要な活動を実施するすべての事業所において認定基準のすべての要求事項への適合に係る審査、認証の手順及び要員、該当する場合は、試験所の必要な能力等を評価するため、製品認証活動への同行審査（ウイットネス）等を行う。

製品認証制度における主要な活動とは次の活動を指す。

- ①方針の作成と承認
- ②プロセス及び／又は手順の開発と承認

- ③技術要員及び外部委託業務を提供する機関の力量の初期評価及び承認
- ④要員及び外部委託業務を提供する機関の能力及び成果の監視プロセスの管理
- ⑤申請内容の技術的レビューを含む契約内容のレビュー、及び新しい技術領域又は限定された散発的領域における認証活動のための技術的要求事項の決定
- ⑥評価活動の技術的レビューを含む、認証の決定、

このため、認定センターは、認証制度の内容に応じて、以下において審査を実施する。

- (1) 主要な活動を一つ以上行うすべての認証機関の事業所（本部を含む）
- (2) （該当する場合）認証機関が有する評価活動のためのすべての試験所
- (3) （該当する場合）製品認証活動現場（ウィットネス）
- (4) （該当する場合）外部委託業務を提供する機関の評価活動現場（ウィットネス）

- (5) その他当該認証制度における活動現場

上記(2)においては、当該試験に立ち会うか、模擬試験を確認することで、認証機関の試験員の能力を確認するが、審査時間等の制約や効率的審査を実施する観点から、技術的に有意な試験の確認を代表的な試験に対してのみ確認する場合もある。

上記(3)、(4)、(5)については、可能な限り多くの選択肢の中から技術的重要性を考慮しウィットネス場所を選択（サンプリング）することを基本とする。

## 9 測定のトレーサビリティ及び試験結果の品質保証

測定のトレーサビリティ及び試験結果の品質保証は、基本的には製品試験に係る各認証スキームの要求事項によるものとする。

なお、一般的な測定のトレーサビリティ及び試験結果の品質保証に係る要求事項は以下のとおりとする。

### 9.1 測定のトレーサビリティ

ASNITE製品認証機関の評価活動のうち試験を実施する機関等（外部委託業務を提供する機関を含む。以下、「試験機関等」という。）は、評価業務の実施に使用する全ての重要な設備・装置及び標準物質並びに該当する場合には参照測定標準及び実用測定標準について、該当する試験方法及び設備・装置の特性を考慮し、必要に応じ外部校正サービスの利用又は内部校正の実施によって、適切な計量計測トレーサビリティを確保できるよう校正プログラムを設計し、運用しなければならない。

### 9.2 試験結果の品質保証

試験機関等は、評価業務として適用する試験方法等について、利用可能な技能試験（測定監査を含む。）<sup>注記1)</sup>が技能試験提供者から提供されている場合には、その技能試験に定期的に参加し、満足な結果を収めなければならない。

利用可能な技能試験が提供されていない場合には、試験機関等は、以下のa)又はb)のいずれかにより、試験結果の品質保証活動を行わなければならない。

- a) 実施可能な場合には、他の試験所との定期的な試験所間比較。
- b) a)の試験所間比較が実施できない場合には、ISO/IEC 17025の5.9.1項a)又はc)～e)で定める一つ以上の品質管理手順。

注記1：技能試験は、ISO/IEC 17043の本質的な要求事項に適合していることが認定センターによって確認されているものを利用することが望ましい。また、認定センターが技能試験提供者として技能試験を提供することがあり、参照試験所との1対1の技能試験は「測定監査」と呼ばれることがある。

## 10 変更の届出

ASNITE製品認証機関は、次のいずれかに該当する変更があった場合には、変更の事実が発生した日の翌日から起算して30日以内に、認定内容等変更届を作成し、認定センター機構に提出しなければならない。

- (1) ASNITE製品認証機関の一つ以上の主要な活動を行う事業所若しくは保有する試験所の名称又は所在が変更となったとき。所在の変更には、本部の所在地の変更（ASNITE製品認証機関の移転）のほか、住居表示の変更も含まれる。
- (2) ASNITE製品認証機関及び／又は保有する試験所の組織、主要な要員または経営管理層が変更となったとき。
- (3) 該当する場合には、ASNITE製品認証機関の品質方針又は認証スキームを含む製品認証手順を変更したとき。
- (4) ASNITE製品認証機関又はその試験所の土地及び建物を含む施設を変更したとき。
- (5) 認証の結果に影響を及ぼすおそれのあるASNITE製品認証機関及び／又はその保有する試験所の要員、機器、設備、業務環境、その他の経営資源に変更があったとき。
- (6) その他、ASNITE製品認証機関の能力、認定された活動の適用範囲、この一般要求事項、又は認定機関が規定するその他の該当事項への適合性などに影響しうる事項に変更があったとき。

## 11 事業の承継

11.1 ASNITE製品認証機関は、認定に係る事業のすべてを譲渡したとき又はASNITE製品認証機関について相続若しくは合併があったときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が2以上の場合には、その全員の同意により事業を承継すべき相続人に選定された者）若しくは合併後の法人は、ASNITE製品認証機関の地位を承継する。

11.2 前項の場合には、ASNITE製品認証機関の地位を承継した者は、第910項の変更の届出のほか、次の手続を行なわなければならない。また、ASNITE製品認証機関の地位を承継した者は、認定証の交付を受けるにあたり、法人として「ASNITE製品認証機関認定の一般要求事項の誓約について」を提出し、遵守事項に適合することを誓約しなければならない。

- (1) 事業のすべてを譲り受けたことによってASNITE製品認証機関の地位を承継した者は、事業譲渡の届出。
- (2) 合併によってASNITE製品認証機関の地位を承継した法人は、事業承継の届出。

## 12 定期検査及び臨時検査

12.1 ASNITE製品認証機関は、継続して認定の要件に適合していることを確認するため認定センターが行う定期検査（部分検査又は全項目検査）を受入れなければならない。

12.2 認定センターは、認定後第1回目の定期検査（部分検査）を、原則として認定を授与した日の翌日から起算して1年以内に実施する。

12.3 認定センターが行う再評価のための定期検査（全項目検査）（以下、「再評価定期検査」という。）は、一般要求事項のすべての規定について検査を行うものとする。この再評価定期検査は、認定を授与した日又は前回の再評価定期検査を実施した日の翌日から起算して、別表第1に定める期日までに実施する。

12.4 12.3で定める再評価定期検査のほか、認定から第1回目の再評価定期検査までの間及び前後の再評価定期検査の間に少なくとも1回の定期検査を以下のとおり実施する。

- (1) 定期検査を1回だけ実施する場合は、認定を授与した日の翌日又は再評価定期検査を実施した翌日から起算して、原則として2年を超えない期日までに全項目を網羅する

ように計画し実施する。

(2) 定期検査を複数回実施する場合は、業務の範囲及び回数に応じて全項目を網羅するように計画された部分検査を、別表第1に定める期日の間に実施する。

なお、検査の計画は別表第1に定める期日及び業務の範囲に応じて異なるので、ASNITE製品認証機関は認定センターに確認することが望ましい。

**12.5 認定センターは、ASNITE製品認証機関に次の各号のいずれかの事項が生じた又は生じたと認められた場合であって、認定センター所長が必要と認めた場合には、臨時検査を実施する。**

- (1) 重大な内容の苦情が発生したか又は他の状況により、認定要求事項への適合性又は製品認証活動若しくはその試験の品質に関して重大な疑いを生じさせる場合
- (2) 管理主体の変更、主要な活動の変更等、製品認証活動若しくは自ら有している試験所の技術的能力に影響する変更があった場合
- (3) 事業の承継があった場合
- (4) 認証スキーム若しくは認定要求事項に重要な変更があった場合
- (5) その他認定基準の遵守状況を確認する必要がある場合

### 13 事業の廃止

ASNITE製品認証機関は、認定をうけた製品認証事業のすべてを廃止若しくは縮小したとき又は事業の一部を廃止したとき、ならびに認定を辞退するときは、廃止等の日の翌日から起算して30日以内に、認定証を添えて認定センターに事業廃止の届出をしなければならない。

### 14 認定の一時停止

ASNITE製品認証機関は、定期検査又は臨時検査（以下「検査等」という。）の結果、この一般要求事項で規定する事項に対する重大な不適合事項があり、認定センター所長が認定の一時停止をすることを決定した場合には、認定が一時停止される。認定が一時停止されたASNITE製品認証機関は、認定センターによってその事実が公表される。具体的な例としては、次のようなものがある。

- (1) 不適合事項の改善に概ね30日を超える期間を要すると認められたとき。
- (2) 発行した認証書に重大な誤りがある等の理由により過去にそとして影響調査を必要とするとき。

当該不適合が解決された後、認定センター所長の意志決定によって認定の一時停止が解除され、その旨当該ASNITE製品認証機関に通知される。

- (3) その他、緊急に対応する必要性のある事象が生じた場合。

### 15 認定の取消し

ASNITE製品認証機関は、次のいずれかに該当する場合には、認定が取り消されることがある。認定が取り消されたASNITE製品認証機関は、認定センターによってその事実が公表される。また、認定証を直ちに返却しなければならない。

- (1) この一般要求事項で規定する事項から著しく逸脱して業務を実施していることが判明した場合。
- (2) 第6項の遵守事項又は第16項の要求事項を遵守しない場合。
- (3) 検査等の結果、製品認証の技術的能力がないと判明した場合。
- (4) 検査等において、過去の審査及び検査等で改善を要求された事項に同じ改善の要求が繰り返された場合。

- (5) 不正な手段によって認定が授与されたことが判明した場合。
- (6) 機構及び認定センターの名誉を著しく傷つけた場合。
- (7) 求められた報告がなされない又は虚偽の報告を行った場合。
- (8) 検査等が拒まれ、妨げられ、又は忌避された場合。
- (9) 検査等に要する費用を負担しない場合。

認定が取り消された場合、ASNITE製品認証機関は、速やかに関係する被認証者及び関係者にその旨及びその影響について連絡し、必要な対処（製品の回収を含む）について指示しなければならない。

## 16 認定シンボルの取り扱いに係る要求事項

16.1 認定センターは、ASNITE製品認証機関に対して、認定シンボルの使用方法及び使用的制限の取り扱いについて、次の各項に掲げる要求事項を適用する。ASNITE製品認証機関は、これらすべての要求事項に適合しなければならない。

### 16.2 方針

ASNITE製品認証機関は、認定範囲に係る製品認証を行った場合には、その使用を許諾された認定シンボルを付した認証書を発行することができる。この一般要求事項に規定する場合を除き、外部委託業務を提供する機関を含むASNITE製品認証機関以外の何人も認証書に認定シンボル又はこれと紛らわしいマーク類などを付すことはできない。同一の認証書において認定範囲外の認証も含まれる場合は、以下の条件の両方を満足することが求められる。

- (1) 認定範囲外の認証結果を含んでいる旨を、認定シンボルを付した頁に明確に記載すること。
- (2) 各認証結果について、認定範囲内か範囲外かの識別を、認証書上で明確に施すこと。

### 16.3 認定シンボル

認定シンボルの形状及び配置方法については、「IAJapan認定機関ロゴ及び認定シンボルの使用に関する規程（認定一部門－URP15）」附属書に定める認定シンボルの様式（図1 参照）とする。

### 16.4 認定シンボルの認証書への使用

#### (1) 認定シンボルの使用

- ① ASNITE製品認証機関は、認証書には認定シンボルを単独で使用せず、ASNITE製品認証機関のロゴマークと組み合わせて使用しなければならないこと。
- ② 認定シンボルを使用する場合には、IAJapanから提供される認定シンボルの清刷（認定センターが保有する電子的画像データの原本の複製）を使用しなければならない。
- ③ 同清刷について、そのサイズの変更をしてもよいが、与えられた清刷の縦横比を維持し、これを変更してはならない。なお、縮小の場合は文字が視認できる範囲をその限度とする。
- ④ 認定シンボルはIAJapanが提供した一体の状態で使用しなければならず、また、分解、組み替え等を行って使用してはならない。
- ⑤ 清刷の解像度を低めるなど、IAJapanが提供した状態よりも画像を劣化させる改変を行ってはならない。
- ⑥ 他の文書等にある認定シンボルのコピーを使用してはならない。

#### (2) 認証書の書式

ASNITE製品認証機関は、認定シンボル付きの認証書を作成及び発行する場合には、

その様式（英語による認証書の発行を希望する場合は、英語による様式を含む）をあらかじめ認定センターに届け出て、認定センターの確認を受けなければならない。また、認定シンボルの使用及び管理方法を定めた文書をあらかじめ提出し、認定センターの確認を受けなければならない。

### (3) 認証書の複写

ASNITE製品認証機関は、認証書のカラーコピー等による複写は正本と紛らわしいので禁止されていることを、認証書を交付する認証申請者等に通知しなければならない。ただし、その複写の表面に「COPY」、「複写」、「写し」等の明瞭な表示を求め、正本と区別できるようにさせる場合は、この限りではない。いずれの場合においても、認証スキーム若しくはこれに準ずる文書における複写の禁止若しくは許可する場合の内容に準じた管理方法について規定しておかなければならぬ。

## 16.5 認定シンボルの宣伝等における使用

ASNITE製品認証機関は、次に定める宣伝等における認定シンボルの使用に係る要求事項を遵守しなければならない。

- (1) ASNITE製品認証機関は、使用許諾された認定シンボルの使用及び管理方法を定めた文書を作成し、維持しなければならない。
- (2) ASNITE製品認証機関は、認証機関以外の者供給者の製品又はその包装等に認定シンボルを使用させてはならない。
- (3) ASNITE製品認証機関は、製品そのものの品質等が承認・保証等されたものと誤解されるような紛らわしい認定シンボルの使用をしてはならない。
- (4) ASNITE製品認証機関は、認定シンボルを単独で使用してはならないことはできない。また、以下の条件を満たし、かつ、カタログ、レターへッド、名刺などの宣伝文書に限り、認定シンボルを使用することができる。許容される使用例を付属書に示した。
  - ① 認定番号及び付加情報（認定された分野の識別番号）と共に使うこと。
  - ② ① 第16.3項に示す認定シンボルの様式（形状、色等）に従うことを変更してはならない。
  - ③ ② 説明文書を認定シンボルに付記すること等により、認定の範囲を明らかにすること。（例：当事業者はASNITE製品認証機関であり認定範囲は〇〇分野の〇〇製品認証です。）
  - ④ ③ ASNITE製品認証機関のロゴマークと共に使うこと。
  - ⑤ ウェブサイト等で認定シンボルを公表する場合においては、無断での複製を防止するための措置を講じなければならない。
  - ⑥ 認定シンボルを使用する場合には、IAJapanから提供される清刷を使用しなければならない。同清刷について、そのサイズの変更をしてよいが、与えられた清刷の縦横比を維持し、これを変更してはならない。なお、縮小の場合は文字が視認できる範囲をその限度とする。
  - ⑦ 清刷の解像度を低めるなど、IAJapanが提供した状態よりも画像を劣化させる改変を行ってはならない
  - ⑧ 他者にIAJapanの清刷の複製を提供する場合、提供を受けた者が清刷を適切に管理することを求めなければならない。

## 16.6 認定シンボルの使用停止及び禁止

ASNITE製品認証機関は、認定の一時停止又は取り消しになった場合、若しくは、認定に係る事業を廃止した場合、若しくは、16.に規定する要求事項に違反した場合には、直ちに使用を許諾された一切の認定シンボルの使用を停止又は中止しなければならない。

## 16.7 認定シンボルの不正使用等による是正措置等

I AJapanは、ASNITE製品認証機関による認定シンボルの不正使用が発覚した場合、それが同機関の故意によるものである場合は認定の取消し、認定シンボルの使用取消し措置を講じる。また、不正使用が同事業者の過失によるものである場合には、認定シンボルの使用を一時停止するとともに書面により是正処置を要求する。是正処置が要求されたASNITE製品認証機関は、可及的速やかに認定シンボルの使用を一時停止し、また、認定シンボルの使用再開のため必要な是正報告又は是正計画を定められた期限までに認定センターに提出しなければならない。是正報告又は是正計画が提出されない場合、認定センターは、認定シンボルの使用を取り消すとともに、認定の一時停止、取消しの措置に係る手続きを開始する。

### 附 則

この文書は、平成15年10月1日から適用する。

### 附 則

この文書は、平成16年5月1日から施行する。

### 附 則

この文書は、平成19年4月1日から施行する。

### 附 則

この文書は、平成21年2月12日から施行する。

### 附 則

この文書は、平成22年4月14日から施行する。

### 附 則

この文書は、平成23年9月30日から施行する。

### 附則

この文書は、平成24年9月10日から施行する。

### 附則

この文書は、平成25年12月16日から施行する。

### 附則

この文書は、平成27年9月15日から施行適用する。

別表第1（第12.3項関係）

分野名	定める期日
製品安全分野 <del>(※)</del>	3年以内
鉄道分野 繊維製品分野 その他の分野	4年以内

~~※：製品安全分野とは、液化石油ガス器具等安全分野をいう。~~

図1 認定シンボルの使用例



※：認定シンボルは、ASNITE製品認証機関ロゴと組み合わせて使用すること。

**附属書****—ASNITE認定シンボルの様式及び許容される使用例**

1. ASNITE製品認証機関が認定された事業範囲の結果に関する認証書に付すこと  
ができる認定シンボル（ASNITE製品認証機関のマークと組み合わせて使用するこ  
と）



ASNITE XXXX OO

**(1) 各認定事業所毎の識別番号**

「××××は、「0001」から始まる4桁の数であって、各認定事業所の識別番号。

**(2) 各認定事業所毎の認定番号**

「ASNITE ××××は、認定センターが発行する各認定事業所の認定番号。  
 ←「ASNITE」の記載と「××××」の記載との間は、半角文字以上のスペースをあける。)

**(3) 各認定事業所毎の認定シンボル**

認定番号（「ASNITE ××××」）を含む認定センターロゴマークは、各認定事業所の認定シンボル。

**(4) 認定シンボルの付加情報（認定された分野の識別記号）**

「OO」の部分は、付加情報として、それぞれの結果の報告書に対応する識別

記号を記載する。ただし、認定された分野の範囲内に限る。（「ASNITE ×××

×」の記載と「〇〇」の記載との間は、半角文字以上のスペースをあける。）  
—具体的な、記号は次のとおりとする。

- ① 校正事業者として認定されていて、校正証明書に記載する場合には、「〇〇」  
+ は「C」。
- ② 試験事業者（ITセキュリティ評価機関を含む）として認定されていて、試験  
証明書に記載する場合には、「〇〇」は「T」。
- ③ 標準物質生産者として認定されていて、認証書に記載する場合には、「〇〇」  
+ は「R」。
- ④ 製品認証機関として認定されていて、認証書に記載する場合には、「〇〇」  
+ は「P」

—なお、複数の分野で認定されている場合であって、結果の報告書に複数の分野  
の内容を記載する場合の記載例は次のとおりとする。ただし、複数の分野で認定  
されている場合にあっても、結果の報告に単独の分野の内容を記載する場合は、  
該当する分野の記号のみを記載する。

- ⑤ 校正事業者及び試験事業者として認定されていて、校正証明書と試験証明書  
との両方の内容を証明書に記載する場合には、「〇〇」は「CT」。
- ⑥ 校正事業者及び試験事業者として認定されていて、校正証明書の内容のみを  
証明書に記載する場合には、「〇〇」は「C」。
- ⑦ 校正事業者及び標準物質生産者として認定されていて、校正証明書と認証書  
との両方の内容を証明書に記載する場合には、「〇〇」は「CR」。
- ⑧ 校正事業者及び標準物質生産者として認定されていて、標準物質生産者とし

ての認証書の内容のみを認証書に記載する場合には、「〇〇」は「R」。

⑨ 校正事業者、試験事業者、標準物質生産者及び製品認証機関として認定されていて、校正証明書、試験証明書、標準物質生産者としての認証書及び製品認証機関としての認証書の分野の内容を証明書に記載する場合には、「〇〇」は「C PRT」（原則アルファベット順）。

2. ASNITE認定事業者がカタログ、レターhead、名刺その他の宣伝文書に認定シンボルを使用することができる例



当事業者はASNITE認定製品認証機関であり  
認定範囲は〇〇分野の〇〇製品認証です。